

お 報 たかた うくせん

2013年(平成25年)

7 月 1 日号

No.916

- ◆巻頭
参議院議員通常選挙
- ◆対象を6年生まで拡大
児童医療費給付事業
- ◆紹介
陸前高田市派遣職員紹介
- ◆巻末
食改レシビ

朝日に映える奇跡の一本松

保存作業の足場が解体された「奇跡の一本松」。薄い朝霧の中で朝日に見守られながら静かにたたずんでいます。

7月3日(水)から1年間程度、日没後に奇跡の一本松のライトアップを行いますので、ぜひご覧ください。

参議院議員通常選挙

投票時間は 午前7時～午後7時

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が7月21日（日）に行われます。

投票は、午前7時から午後7時まで、市内24か所の投票所で行われます。あなたの大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

また、投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票又は不在者投票をしましょう。

投票できる人は

今回の選挙で投票できる人は、本市に居住している平成5年7月22日以前に生まれた人です。

ほかの市町村から転入してきた場合、平成25年4月3日までに転入の手続きを済ませ、引き続き居住していることが必要です。

市内で転居した人で、6月26日以降に転居の届出をした人は、転居前住所地の投票所での投票になります。

入場券を忘れずに

入場券は、7月5日ごろに郵便で皆さんのお手元に届く予定です。

入場券には氏名や住所・性別・投票所などが記載されています。届いたらすぐに記載内容を確認し、間違っているところがあった場合は、選挙管理委員会まで連絡してください。

入場券は、投票日まで大切に保管し、当日は忘れずに持参してください。

なお、入場券を紛失した場合や入場券がない（届かない）場合でも、本人確認をした上

で投票できますので、当日投票所の受付に申し出てください。

二つの投票を行います

候補者名で投票する「岩手県選出議員選挙」、候補者名又は政党名で投票する「比例代表選出議員選挙」の2種類

の投票を行います。

学生の皆さんは！注意を

学生などで、本市に住民登録をしていても、実際には、ほかの市町村に居住している人は、住所がないと判断され投票できない場合がありますので、注意してください。

投票所一覧

投票区	投票場所	投票区	投票場所
高田第1	市立高田小学校	米崎第1	市立高田東中学校 (旧市立米崎中学校)
高田第2	高田町和野会館	米崎第2	米崎町和方会館
高田第3	高田町小泉公民館	米崎第3	自然環境活用センター (米崎コミセン)
高田第4	市立第一中学校	矢作第1	旧矢作町財産区事務所
気仙	漁村センター (長部コミセン)	矢作第2	下矢作多目的研修センター (下矢作コミセン)
広田第1	市立広田小学校	矢作第3	生出多目的集会センター (生出コミセン)
広田第2	広田町中沢浜公民館	矢作第4	矢作町小黑山公民館
広田第3	広田町太陽公民館	矢作第5	雪沢地域文化伝承会館
広田第4	広田町小袖公民館	竹駒	定住促進センター (竹駒コミセン)
広田第5	広田町根岬集会所	横田第1	横田町第2区部落会館
小友第1	ふるさとセンター (小友コミセン)	横田第2	横田基幹集落センター (横田コミセン)
小友第2	小友町矢の浦公民館	横田第3	横田町第6区町内会館

7月21日に投票所に行けない人は

期日前投票 不在者投票 を忘れずに

期日前投票 不在者投票 について

投票日に投票所に行くことができない人のために、期日

前投票と不在者投票の制度があります。

期日前投票では投票日と同じように期日前投票所で投票できます。

不在者投票では投票用紙を封筒に入れ、封筒に署名し投票することになります。

投票日に投票所に行くことができない人は、早めに投票を済ませましょう。

期日前投票できる人は

投票日に次のような理由で投票所に行くことができない人は、期日前投票を行うことができます。

- ・仕事やレジャー、冠婚葬祭などが予定されている人
- ・用務や事故などで自分の投票区の区域外にいる人
- ・病気やケガ、出産などのため歩行が困難な人

ただし、投票する時点でまだ19歳の人については、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

なお、入場券が配付された人は入場券を持参してください。

市外に滞在している人は

出稼ぎや出張などのため、ほかの市町村に長期滞在している人で、投票日に本市で投票できない人は、滞在している市町村の選挙管理委員会です。

不在者投票ができます。

陸前高田市選挙管理委員会委員長あてに直接又は郵便で投票用紙を請求してください。本人の意思に基づき代理人が請求することもできます。

請求に基づき本人あてに投票用紙を郵送しますので、滞在中の市町村の選挙管理委員会に持参し、投票してください。郵送のため日数がかかりますので、手続きは早めに行ってください。

市外に一時避難している人は

震災により市外に避難している人で、投票日に本市で投票できない人は、本市で期日前投票又は避難先の市町村選挙管理委員会です。

不在者投票をする場合の投

票用紙の請求方法などは、前記の「市外に滞在している人は」と同様です。

ただし、避難先に住民登録を移した人で、避難先の市町村の選挙人名簿に登録されている人は避難先の市町村での投票となります。

身体に障がいのある人は

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている人や介護保険の要介護認定を受けている人で、その障がい（要介護）の程度が一定の基準にあてはまる人は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等で投票する場合は、前もって郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する際は、その証明書を添えて行わなければなりません。投票用紙の請求は、投票日の4日前（7月17日）までに行う必要があります。

証明書には有効期限がありますので、期限が切れている場合は、改めて証明書の交付を受けてください。

また、上肢又は視覚の障がいの程度が一定の基準にあてはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届出をした代理記載人に、代理投票をさせる

ことができます。代理記載人の届出は、事前に手続きを済ませる必要があります。早め

病院や老人ホームなどに入院(所)している人は

不在者投票所の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院（所）している人は、その施設で不在者投票ができますので、入院（所）している施設に確認してください。

開票状況の参観

開票は、午後8時30分から市立第一中学校体育館で行います。入場は午後7時45分からです。

本市の有権者は、この開票状況を参観することができます。参観を希望する人は、必ずスリッパなどの上履きを持参してください。

なお、会場の都合により、参観できる人は先着順で200人までです。



今回の参議院議員通常選挙から

インターネットを使った 選挙運動が解禁されます

インターネットを使った 選挙運動が可能に

公職選挙法が一部改正されたことにより、今回の参議院議員通常選挙からインターネットを利用した選挙運動が解禁されます。

有権者は、ウェブサイト等を利用した選挙運動を、候補者や政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動をすることができるようになります。

ウェブサイト等とは、ホームページ、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）、動画共有サービス、動画中継サイト等です。

ただし、有権者が電子メール（SMTP方式、電話番号方式）を利用した選挙運動をすることは引き続き禁止されます。候補者や政党等から送られてきた選挙用電子メールを有権者がほかの人に転送することもできません。

また、有権者や候補者、政党等は、選挙運動用のホームページや電子メール等に掲載している文書図画を印刷して頒布することはできません。

なお、未成年者の選挙運動は引き続き禁止されます。

選挙運動の期間は

選挙運動は、公示又は告示日から投票日の前日まで行うことができます。

ウェブサイトに掲載された選挙運動用の文書図画は、投票日当日もそのままにしておくことができますが、投票日当日の更新はできません。

電子メールアドレス等の 表示が義務付けられます

選挙運動のためのウェブサイト等や候補者、政党等が送信する電子メールには、電子メールアドレス等を表示することが義務付けられます。

電子メールアドレス等とは、電子メールやその他のインターネットを利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名等です。

有料インターネット 広告の禁止について

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されていますが、政党等は、選挙運動期間中に当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直

接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

選挙違反等にご注意 ください

インターネットを利用する方法による選挙運動に関する公職選挙法違反や、候補者等に対する悪質な誹謗中傷、氏名等を偽るなりすまし行為等は、他の選挙運動違反と同様に処罰の対象になりますので、注意してください。

インターネットを利用する方法による選挙運動に関する詳細は、下記のホームページに掲載されています。

総務省のホームページURL

<http://www.soumu.go.jp/>

インターネット選挙運動の解禁に関するホームページURL（総務省）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

成年被後見人 の選挙権が回 復します

成年被後見人は、これまで選挙権及び被選挙権を有しないとされてきましたが、公職選挙法が一部改正されたことにより、選挙権及び被選挙権が回復し、今回の参議院議員通常選挙から適用されます。

成年被後見人が投票する際に、自ら候補者の氏名等を記載することができない場合は、代理投票により投票することが出来ます。

代理投票の補助者は、投票管理者が定めた投票所の事務に従事する者となりますので、代理投票を希望する人は、投票所の職員に申し出て下さい。

詳しくは、選挙管理委員会事務局（内線320）まで。



はまらっせあ



■ 小友町で高齢者教室を開催

6月7日、小友町のふるさとセンターで高齢者教室が行われ、
 県警本部の千葉敬道^{のりみち}警部補と多田綾子^{あやこ}巡査、大船渡警察署の交通
 企画係長の外山竜也^{たつや}警部補が「高齢者の交通安全」について講演
 しました。

まず、外山警部補から気仙管内の事故が増加していること、特
 に高齢者ドライバーの事故が多いこと、事故の8割が自宅周辺で
 発生しているといった説明がありました。

次に、千葉警部補から道路を横断する際の注意点や反射材の効
 果について説明があり、千葉警部補のユーモアあふれる語り口に、
 受講者も楽しみながら交通安全について学ぶことができました。



交通安全について説明する千葉警部補

■ 高田保育所で家庭教育学級を開催

6月8日、高田保育所で保護者を交えて家庭教育学級が開催さ
 れ、吉田和子^{かずこ}歯科衛生士が「子どもの健康と虫歯予防について」
 と題し講演しました。

本市では、3歳6か月児健診時の子どもの虫歯率が県内ワース
 ト1位（約2人に1人が虫歯）ということもあり、参加した保護者
 は、仕上げ磨きの必要性やジュースを与えるときは氷をたくさん
 入れること、食べたらずぐにうがいをするなど、虫歯予防の
 ために普段から気をつけることを再認識することができました。



正しい歯磨きの仕方を説明する吉田歯科衛生士

■ 小友グラウンドの利用について

市教育委員会では、小友町の旧小友中学校跡地を、「小友グラウンド」として、スポーツ・レクリエー
 ション・イベントの利用に供することにしました。

利用できるのは、市民又は市内に就業、就学している人で構成する団体（成人の責任者が必要）です。

利用に関しては、次のとおりですが、今後、状況に応じて変更する場合があります。

▽利用方法

- ・利用日の1か月前から申し込みができます。
- ・利用申請書を提出し、市教育委員会の許可を得ます。
 ※利用申請書は、市ホームページトップの教育・スポーツ欄「小友グラウンド」から出力できます。
 ※電話で仮予約ができますが、利用申請書の提出を優先します。
- ・利用期間 12月28日から翌年1月3日までを除く期間。
- ・利用時間 午前6時から午後6時まで。ただし、11月から翌年3月までは午前7時から午後4時
 まで。
- ・利用料 無料
- ・利用できる広さは少年野球ができるくらいです。駐車スペースもあります。

申請や問合せについては、生涯学習課スポーツ推進係（内線252・253）まで。

平成 25 年度

国民健康保険税のお知らせ

● 震災による減免は終了しました

東日本大震災で被害を受けた人を対象とした国民健康保険税の減免は、平成 24 年度で終了しました。
なお、災害や急激な所得減少などの理由により納付が困難な場合は、申請により減額や免除が受けられることがあります。

また、被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行した際に、その扶養となっていた 65 歳以上の人が国民健康保険に加入した場合も申請により減免を受けることができます。

● 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減特例措置の恒久化・延長

①低所得世帯の軽減を恒久化

国民健康保険税の軽減を受けていた世帯で、世帯内に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、世帯構成や収入が変わらなければ、以前と同じ割合の軽減が受けられるように判定しています。

これまでは移行後の 5 年間に限っていましたが、今後は期限を区切ることなく恒久化されます。

【国民健康保険税の軽減判定基準】

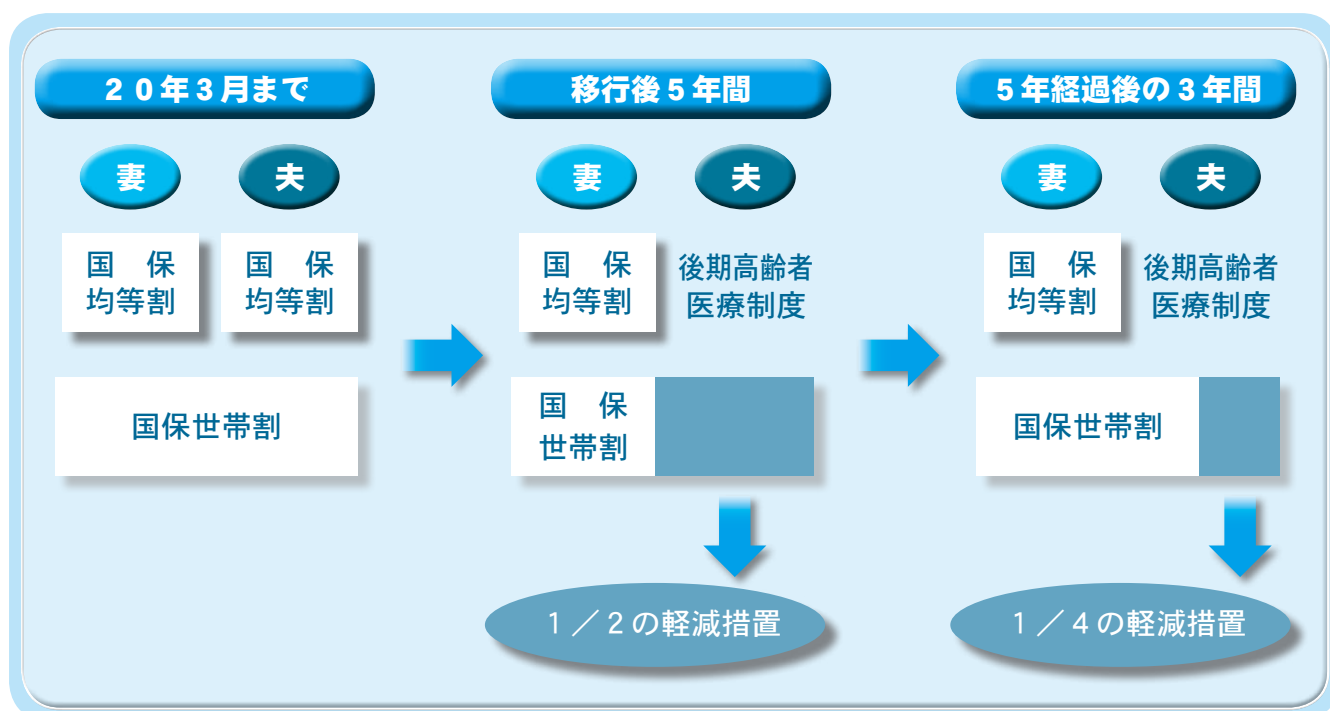
- ・世帯主を含む加入者の前年の所得の合計が次の場合、平等割額と均等割額が軽減されます。
(国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます)

判 定 基 準	軽減割合
33 万円以下	7 割
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除く加入者と特定同一世帯所属者の合計数) 以下	5 割
33 万円 + (35 万円 × 加入者と特定同一世帯所属者の合計数) 以下	2 割

②国民健康保険加入者が一人残った世帯への軽減の延長

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで、国民健康保険の加入者が一人となった場合、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割額を 2 分の 1 としています。

これまでは、移行後 5 年間までに限っていましたが、6 年目から軽減割合を 4 分の 1 として 3 年間延長されます。



● 限度額が改正されます

国民健康保険税の課税限度額が、医療分は50万円から51万円に、後期高齢者支援金等分は13万円から14万円に、介護納付金分は10万円から12万円に変わります。

● 平成25年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に世帯主宛にお送りします。

納付書で納付する場合の納期は次のとおりです。期限内の納付をお願いします。

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28

● 国民健康保険の届け出忘れはありませんか？

国民健康保険は職場の健康保険などとは違い、加入するときや脱退するときに、必ず届け出が必要です。

- ・加入の届け出をしないと保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。
- ・加入の届け出が遅れると国保税は加入資格を得た月までさかのぼって納めることになります。
- ・脱退の届け出をせず、そのまま受診すると、国民健康保険で負担した医療費を後で返さなければならなくなります。

【問い合わせ先】

国民健康保険税に関することは、税務課市民税係（内線101）まで。

国民健康保険の届け出に関することは、市民環境課市民係（内線132）まで。

国民健康保険の医療費に関することは、健康推進課国保係（内線140、141）まで。

市税の納付について

● 納め忘れのない口座振替をご利用ください

市税は、納付書又は口座振替により納付できます。あらかじめ金融機関に口座の登録することにより、納期限に口座から振替されます。納め忘れのない口座振替をご利用ください。

【手続きに必要なもの】

預貯金通帳、届出印、納入通知書、申込書（市内の金融機関窓口にて用意されています）

【申込先】

- ・納税組合に加入している人 …… 納税組合を通じて申し込んでください。
- ・納税組合に加入していない人 …… 口座を開設している金融機関へ申し込んでください。

【取扱金融機関】

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信用金庫、東北労働金庫、大船渡市農業協同組合、ゆうちょ銀行、岩手県信用漁業協同組合連合会

※口座振替を手続き済みの人は、納期限が近づいたら、口座の残高を確認するようにお願いします。

● コンビニでも納付できます

平成24年度からコンビニエンスストアでも市税の納付ができるようになりました。コンビニで納付できる納付書には、バーコードが印刷されています。

【納めることができる税金】

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

【納付できるコンビニ】

ローソン、ファミリーマートほか



● 住宅再建をする人へ ●

市独自の支援策を拡充します

東日本大震災により被害を受けた住宅の再建については、被災者生活再建支援金（加算支援金）200万円（単身世帯150万円）のほか、これまで本市の独自支援策として、宅地造成、水道工事費、道路工事費などに対する補助を行ってきました。

今回、国の補助事業を受けることができない世帯を対象とした市の新たな独自支援制度を設けるとともに、現行の補助金を増額することで、被災した皆様の生活再建が早期に実現できるよう後押しをします。

【住宅再建の方法】

※太字部分が今回拡充された内容、（ ）内は現行額、~~~~部分は上限額

団地造成

防災集団移転促進事業

【概要】

被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うため、市が移転先となる住宅団地の整備や移転跡地の買い取りなどを行うとともに、移転者に対して住宅建設や土地の購入などのための借入金の利子相当額と住居の移転や従前の家屋の取り壊しなどに要する費用を補助します。

【借入金利子相当額】

建物 444万円 土地 206万円 造成 58万円

【移転経費】

78万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

土地区画整理事業

【概要】

土地区画整理事業の施行により換地された土地に住宅を再建する場合は、市が独自に支援制度を拡充し、住宅建設のための借入金の利子相当額と家財の運搬費用などに対する補助を行います。

【借入金利子相当額】

建物 **250万円**（146万円）

【移転経費】

10万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

個人で再建

がけ地近接等危険住宅移転事業

【概要】

がけ崩れや津波などの危険から安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅からの移転を行う人に対して、危険住宅の除却や住居の移転などに要する費用と住宅建設や土地の購入などのための借入金の利子相当額を補助します。

【借入金利子相当額】

建物 444万円 土地 206万円 造成 58万円

【移転経費】

78万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

任意再建

【概要】

被災者自身が浸水した土地をかさ上げして再建する場合や個別に移転先の土地を確保して住宅を再建する場合で、防災集団移転促進事業などの対象とならない場合については、市が独自に支援制度を拡充し、住宅建設のための借入金の利子相当額と住居の移転に伴う家財の運搬などに要する費用を補助します。

【借入金利子相当額】

建物 **250万円**（146万円）

【移転経費】

10万円

【住宅再建支援補助】

200万円（100万円）
単身世帯150万円（75万円）

【その他】

仮設住宅などに入居する人が公営住宅や補修した自宅に移転する場合には、家財の運搬費用などに対する補助金として10万円を交付します。

申請の方法、必要書類などの詳しい内容については、決まり次第、改めてお知らせします。

詳しくは、被災者支援室（内線410～413）まで。

● 被災関連定住支援事業補助金について ●

震災時に市外に居住していた人で、今後、市内に住宅を新築して定住する人の経済的負担を軽減するために補助金を交付します。

【対象者】 以下の要件を全て満たすこと。

- ・東日本大震災の発災時に市外に居住していたこと。
- ・住宅（3親等以内の直系血族が所有する場合も含む）が津波により全壊し、滅失（半壊によりやむを得ず解体した場合も含む）していること。
- ・市内に定住するための個人住宅を取得し、自ら居住すること。
- ・同一世帯の世帯員が、被災者生活再建支援金を受けていないこと。

【対象経費】 個人住宅の新築や住宅（中古を含む）を購入するために要した費用

【補助金額】 100万円

【期間】 平成23年4月1日（遡及）～平成31年3月31日まで。

詳しくは、企画政策課政策推進係（内線172）まで。

市営住宅（松峰団地・鳴石団地）の入居者募集

松峰団地（米崎町）と鳴石団地（高田町）の市営住宅の中から7戸の入居者を募集します。

■市営住宅に入居できる人（次の各条件を満たしていること）

- ・入居希望者全員の所得総額が月額15万8,000円以下（高齢者世帯、障がい者又は小学校就学前の人がいる世帯については21万4,000円以下）であること。
- ・転勤や結婚などのために現に住宅に困っている人。
- ・申込者及び同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。

■入居申込の応募期間

▽受付期間 7月8日（月）～7月19日（金）

※午前8時30分～午後5時まで

▽受付場所 市役所4号棟1階建設課



■必要な書類

- ・市営住宅入居申込書（建設課に備えてあります）
- ・入居希望者全員の本籍が記載された住民票の写し（市民環境課で発行します）
- ・入居希望者のうち、18歳以上（高校生を除く）の世帯員の所得・課税・扶養証明書（税務課で発行します）
- ・入居希望者のうち、所得がある人全員の滞納がないことの証明書（税務課で発行します）
- ・心身に障がいがある人は、各種障害者手帳の写し

■今回募集する住宅

団地名	構造	間取り	戸数	※家賃（単位：円）			備考
				①	②	③	
松 峰	簡易耐火平屋	2K(4.5+6.0)	1	4,800	7,200	9,500	9号 浴槽・給湯器なし
松 峰	簡易耐火2階	3K(3.0+3.0+6.0)	1	10,500	14,500	14,500	32号 浴槽・給湯器なし
松 峰	簡易耐火2階	3K(4.5+6.0+7.5)	1	14,100	21,000	25,600	40号 浴槽・給湯器なし
松 峰	簡易耐火2階	3K(6.0+6.0+7.5)	1	15,100	22,500	29,700	47号 浴槽・給湯器なし
鳴石第2	RC造4階建	2LDK(和6+和6)	1	18,600	27,700	36,600	413号
鳴石第3	木造2階建	2LDK(洋8+和8)	2	26,100	38,900	51,300	203、210号

※家賃についての詳細は、建設課管理係までお問い合わせください。

なお、入居決定者のいない市営住宅については、応募期間終了後も継続して募集します。

入居に関する注意事項

- ・各世帯の住宅困窮度により入居者を決定後、結果を連絡します。
- ・家賃3か月分の敷金の納付が必要です（家賃決定後の納付となります）。
- ・連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です（連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書を添付すること）。
- ・入居予定日は、**平成25年7月下旬以降**となる見込みです。

詳しくは、建設課管理係（内線402）まで。

平成25年度 胃がん検診日程表

胃がん検診を下表のとおり実施します。胃がんは早く見つけて治療すれば、ほとんど治癒できる病気です。この検診を機会に健康管理に留意しましょう。

月	日	曜日	対 象 地 区	会 場	受 付 時 間
7	16	火	竹駒町１～７区 竹駒地区各仮設住宅入居者	竹 駒 コ ミ セ ン	6：００～８：００
	17	水	矢作町１～７区 下矢作地区各仮設住宅入居者	下矢作コミセン	
	18	木	矢作町８～１１・１５・１６区・矢作中仮設住宅入居者	矢 作 コ ミ セ ン	
			矢作町１２～１４区	生 出 コ ミ セ ン	
	19	金	横田町５～８区 横田地区各仮設住宅入居者	横 田 コ ミ セ ン	
	20	土	横田町１～４区		
	22	月	気仙町１～１０区 長部地区各仮設住宅入居者	長 部 コ ミ セ ン	
	23	火	気仙町１１～１４区		
	24	水	高田町１～６区 高田一中仮設・栃ヶ沢仮設住宅入居者	市 役 所 ３号棟第３会議室	
	25	木	高田町７～１３区 高田高校グラウンド仮設・西和野・太田仮設住宅入居者		
	26	金	広田町１～８区 広田小学校仮設・他仮設住宅入居者	喜 多 公 民 館	
	27	土	広田町９～１５区 旧広田水産高校仮設・他仮設住宅入居者		
	28	日	指定日で受診できない人	竹 駒 コ ミ セ ン	
	29	月	小友町１～１０区 小友地区各仮設住宅入居者	小 友 コ ミ セ ン	
30	火	米崎町１～５区乙 米崎中仮設・他仮設住宅入居者	米 崎 コ ミ セ ン		
		31		水	米崎町６～１１区 米崎小仮設・他仮設住宅入居者
8	1	木	高田町１４～１７区 サンビレッジ仮設・大隅・中和野仮設住宅入居者	市 役 所 ３号棟第３会議室	

※検診が混み合わないように対象地区を設定していますが、指定日時に受診できない場合は日程内の都合がつく日に受診してください。

▽検査内容 バリウムによるエックス線間接撮影

▽一部負担金 2,000円

▽次の証明書などを提示することで一部負担金が免除になります。

- ・医療費の一部負担金等免除証明書
- ・り災証明書（一部損壊は除く）
- ・重度心身障害者医療費受給者証

※生活保護世帯や市民税非課税世帯（印鑑を持参してください）、70歳以上の人も一部負担金が免除になります。

▽検診時に持参するもの

- ・問診票

詳しくは、健康推進課保健係（内線241、242）まで。

児童医療費給付事業

対象を小学6年生まで拡大

小学1年生から小学3年生までの児童に対して行っている「児童医療費給付事業」の対象を小学6年生まで拡大し、平成25年4月1日以降の診療分から給付します。

この事業の給付を受けるためには申請が必要となります。対象となる小学4年生から小学6年生の児童の保護者には、すでに案内文書と申請書を郵送していますので、申請書は同封の返信用封筒で郵送するか、市民環境課窓口へ提出してください。該当する人には、後日受給者証を郵送します。

現在「児童医療費給付事業」の対象となっている小学1年生から小学3年生の児童は、手続きする必要はありません。手持ちの受給者証をそのままお使いください。(小学4年生に進級時の更新となります。)

なお、保護者の所得が限度額を超える場合は対象外となりますのでご了承ください。

▽対象者

平成25年3月31日診療分まで	平成25年4月1日診療分から
6歳に達する日以後の最初の4月1日から 9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	6歳に達する日以後の最初の4月1日から 12歳に達する日以後の最初の3月31日まで

▽保護者の控除後の所得が次の限度額を超えている場合は、対象外となります

扶養親族などの数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限限度額	272万円	310万円	348万円	386万円	424万円	462万円

※所得制限限度額の加算額は以下のとおり

- ・老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ・特定扶養親族1人につき15万円

▽申請に必要なもの

○ 被保険者証（児童のもの） ○ 通帳（本人又は保護者名義のもの） ○ 印鑑（認印など）	※平成24年1月2日以降に本市に転入した人は、 平成24年度分の保護者の所得証明書が必要です。 詳しくは、市民環境課市民係まで。
--	--

▽申請方法

受給者証の交付は7月末を予定しています。受給者証の交付後に給付手続きを行いますので、平成25年4月以降に受診した医療機関等の領収書は大切に保管してください。

4月から7月診療分まで	8月以降の診療分から
受給者証の交付後、医療費助成給付申請書（グレー）と領収書を持参して、健康推進課国保係で申請してください。 ※領収証は大切に保管してください。	受給者証交付後、医療機関、薬局などで医療費助成申請書（グレー）を提出してください。申請書を忘れたり、県外の病院を受診した場合は、健康推進課国保係の窓口で直接申請してください。

【問い合わせ先】 受給者証の申請 市民環境課市民係（内線133）
医療費の給付 健康推進課国保係（内線141）

【受付業務開始時間】

午前の受付業務開始時間 8:30～（ただし、診療申込書、診察券は午前7時から出すことができます）

午後の受付業務開始時間 13:00～（専門外来、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科など）

●＝診療 ▲＝再来のみ診療

（平成25年6月1日現在）

診療科目	時間帯	月	火	水	木	金	受付時間	常勤医師	応援医師
内科	午前	●	●	●	●	●	11:00まで	田畑 潔 石溝 幹人 高橋 宏 上野 正博 高橋 宗政 島 貴昭	胆沢病院：毎週月、木曜日 金沢医大：毎週月、火曜日 東北大：毎週金曜日
	午後						休診となりました		
（胃カメラ）	午前	● 健診				● 健診	予約制	高橋 祥 上野 正博	石木愛子医師 ※大腸カメラは、毎月第1、3、5水曜日、第2、4木曜日、金曜日に行います。
（大腸カメラ）	午後			第1、3、5 ●	第2、4 ●	●	緊急検査 対応可能		
専門外来	COPD外来 （慢性閉塞性肺疾患）	午後	●				予約制	石木幹人 上野正博	
	さわやか外来 （認知症外来）	午後			●		予約制	石木幹人 島貴政昭	
	糖尿病外来	午前			●		予約制	—	東北大：毎月第2・4木曜日
	健康増進外来	午後	●				予約制	—	石木愛子医師
	ほほえみ外来 （寝たきり患者様）	午後	●			●	予約制	島貴政昭	
	禁煙外来	午前 午後	● ●	● ●	● ●	● ●	予約制	石木幹人 島貴政昭	
ストレス外来	午前				●		予約制	—	大船渡病院：毎週木曜日
呼吸器科	午前	●	●	●	●	●	11:00まで	石木幹人 上野正博	胆沢病院：毎週月曜日
小児科	午前	●	●	●	●	●	11:00まで	大木智春 森山秀徳	中部病院：月2日
	午後	●	乳児 健診	予防 接種	予防 接種	●	15:00まで		
外科	午前	●					11:00まで	—	胆沢病院：毎週月曜日
整形外科	午前	● 新患再来	▲ 再来くすり	▲ 再来くすり	● 新患再来	▲ 再来くすり	11:00まで	火、水、金 内科医師対応	大船渡病院：毎週月、木曜日
	午後						休診となりました		
皮膚科	午前			●			11:30まで	—	岩手医大：毎週水曜日
眼科	午前	●	●	●	●	●	11:00まで	菅野俊雄	
	午後	●	●	検 査	●	●	15:00まで		
耳鼻咽喉科	午後			●			15:00まで	—	東北大：第2水曜日
婦人科	午前				●		11:00まで	—	岩手医大：毎週木曜日
	午後				●		15:00まで		

※夜間及び土日祝日などは救急診療体制となり、医師及び看護師が待機しています。お問い合わせのうえ、ご来院ください。

【お知らせ】

※当院では、毎週木曜日に病院前敷地内において、婦人科診療車による婦人科の診療を行っています。

受付時間は、午前は11時まで、午後は3時までです。

予約は不要ですので、受診希望の人は、受付時間内にご来院ください。

※都合により休診、または時間等変更となる場合があります。お問い合わせのうえ、ご来院ください。

※内科、整形外科の午後の診療は休診となりました。

※眼科の水曜日午後は検査日となります。急患の場合はお問い合わせのうえ、ご来院ください。

※小児科の火曜日～木曜日の午後の診療は、乳児健診・予防接種終了後となります。

※健康診断は全て予約制になりますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 県立高田病院 ☎54-3221（代表電話番号）

● 第一中学校敷地内で診療しています ● 岩手県医師会高田診療所

7月の診療日程

岩手県医師会では、第一中学校体育館西側に診療所を開設しています。7月の診療日程は下表のとおりです。

期 日	診療（受付）時間	診 療 科
7月 3日（水）	15:00～18:00	外科系、小児科、皮膚科（要予約）
7月 4日（木）	15:00～18:00	内科系、外科系、小児科
7月 6日（土）	15:00～18:00	内科系、小児科、心療内科
7月 7日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
7月10日（水）	15:00～18:00	皮膚科
7月11日（木）	15:00～18:00	内科系、外科系
7月13日（土）	15:00～18:00	内科系、小児科、泌尿器科、心療内科、子どもの心
7月14日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
7月15日（月）	11:00～16:00	内科系、外科系
7月17日（水）	15:00～18:00	小児科、皮膚科（要予約）
7月18日（木）	15:00～18:00	内科系、外科系
7月20日（土）	15:00～18:00	内科系、外科系、小児科、心療内科、子どもの心
7月21日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
7月24日（水）	15:00～18:00	小児科、皮膚科（要予約）
7月25日（木）	15:00～18:00	内科系
7月27日（土）	15:00～18:00	内科系、泌尿器科、心療内科、子どもの心
7月28日（日）	11:00～16:00	内科系、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、心療内科
7月31日（水）	15:00～18:00	小児科、皮膚科（要予約）

※診療科は、日によって異なります。また、都合により変更になる場合があります。

※7月21日（日）午後2時から4時まで、当診療所駐車場において岩手県眼科医会による無料の眼科健診が行われます。当日は眼科医と共に眼科専用健診車が来るので、精度の高い健診が期待できます。受診を希望する人は、予約が必要ですので事前に申し込んでください。

※平成23年8月に高田診療所が開設されて間もなく2年になりますが、開設から3年目に入る8月から、水曜日と木曜日の診療を見合わせるようになりました。その結果、毎週土曜日と日曜日に診療を行うことになります。

また、元日を除く全ての祝日、8月15日・16日、12月29日・30日及び1月2日・3日も診療を行います。

詳しくは、高田診療所（☎53-2110 診療日のみ通話可）までお問い合わせ下さい。

■ 7月の就職支援相談会 ■

ハローワークでは、下表のとおり就職支援ナビゲーターによる就職支援相談会を開催します。

この相談会での相談は、雇用保険受給者の失業認定申告書の「就職活動」に該当します。雇用保険受給資格者証を持っている人は、提示をお願いします。

▽相談内容 就職相談、情報提供、雇用保険失業給付手続方法又は職業訓練受講給付金を受給しながらの職業訓練の案内など。

開 催 日 時		開 催 場 所
7月 1日（月）	10:00～11:30	広田コミセン
	13:30～15:00	米崎中学校仮設団地談話室
7月10日（水）	10:00～11:30	二日市仮設団地談話室
	13:30～15:00	高田高校（長砂）仮設団地集会所
7月17日（水）	10:00～11:30	矢作小学校仮設団地談話室
	13:30～15:00	米崎小学校仮設団地集会所

詳しくは、ハローワーク大船渡出張労働相談担当（☎27-4165）まで。

自衛官募集のお知らせ

自衛隊岩手地方協力本部では、日本の平和と安全を守る「国の防衛」、自然災害や海難事故などが発生した場合の「災害派遣」、また「国際貢献」などのスケールの大きな仕事に従事できる自衛官を募集しています。

募集種目		資 格	受付期間	試 験 期 日	待遇・その他
航 空 学 生		高卒（見込含む） 21歳未満の者	8月1日（木） 、 9月6日（金）	1次 9月21日（土） 2次 10月12日（土）～ 17日（木） 3次 11月 9日（土）～ 12月12日（木）	海・空自衛隊パイロットを養成。入隊後約6年で3等海・空尉
一般曹候補生		18歳以上		1次 9月16日（月）、 17日（火） 2次 10月 5日（土）～ 11日（金） ※いずれか1日を指定されます。	入隊後2年9か月経過以降、選考により3等陸・海・空曹
自 衛 官 候 補 生	男子	27歳未満の者	通 年	受付時にお知らせします。	所要の教育を経て3か月後に2等陸・海・空士に任用 陸上（技術系を除く）は1年9か月、陸上（技術系）・海上・航空は2年9か月を1任期として任用（以降1任期2年）
	女子		8月1日（木） 、 9月6日（金）	9月22日（日）～26日（木） ※いずれか1日を指定されます。	

詳しくは、岩手地方協力本部釜石地域事務所（☎0193-23-7854）まで。

成人歯科健康診査の実施 歯周病の予防に

歯周病の早期発見と歯の健康づくりを目的として、歯科健診を実施しています。歯周病は、歯の生活習慣病であり、日本人が歯を失う最も大きな要因と言われており、歯の健康維持には、自己管理のほかに定期的な歯科健診が重要です。対象年齢に該当する人は、ぜひこの機会に受診して、歯の健康維持に努めましょう。

なお、健康診査を希望する場合は、歯科医院に**直接予約**してください。

【対象年齢】 平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間で、
30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳になる人

【料金】 無料 ※ただし、治療は有料となります

【期限】 平成25年9月30日まで

【持参するもの】 成人歯科健診受診券と保険証
※成人歯科健診受診券は、対象年齢の人に送付しています。

【実施医療機関】

医 療 機 関 名	連 絡 先	医 療 機 関 名	連 絡 先
吉田歯科医院	54-4566	広田歯科医院	47-3393
きかわだ歯科クリニック	57-1188	たかた歯科医院	55-5011
気仙歯科クリニック	55-3238	平成歯科医院	55-2800

詳しくは、健康推進課保健係（内線241）まで。



陸前高田斎苑から

火葬炉補修工事のお知らせ

陸前高田斎苑では火葬炉の補修工事を実施します。

工事期間中は火葬炉が1基しか使えないため、希望ごおりの火葬ができないことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

▽工事期間 7月22日(月)～25(木)

▽火葬受付件数 1日2件(午前1件/午後1件)

詳しくは、市民環境課環境安全係(内線134)まで。

気仙広域連合衛生センターから

お盆前のし尿のくみ取りの申し込みはお早めに!

例年、お盆の前はくみ取りの申し込みが集中します。で、7月中のくみ取りにご協力ください。

▽申込先 (有)気仙広域清掃
(☎) 093321 FAX (☎) 1145
※8月14日(水)～18日(日)はお盆休み。

法テラスから

夜間・休日の弁護士相談を開始

法テラス(日本司法支援センター)では、7月から新たに夜間と休日の弁護士相談を始めます。

なお、東日本大震災の際、岩手県内に住所があった人は、無料で利用できます。

▽場所 法テラス気仙(大船渡市盛町字津野沢9-5)

▽夜間相談

・月日 7月18日(木)

※以降、毎月第3木曜日
時間 午後6時～8時

▽休日相談

・月日 7月21日(日)

※以降、毎月第3日曜日
時間 午前10時～午後4時

※予約した人を優先します。

予約・問い合わせ先は、法テラス気仙(☎) 050-3383-1402 まで。

環境省から

「みどり香るまちづくり」企画コンテストを実施

かおりのする樹木・草花を用いた、街区・近郊地区等の

「みどり香るまちづくり」を演出する企画のコンテストを環境省で実施しています。

▽応募要件

・かおりのする樹木・草花等(原則として総計30本以上)を使用する企画であること。

今後実施を想定しており、植栽場所を確保している企画であること(既に実施している事業については、植え替えや拡大などを想定している事業であること)。

▽応募書類

応募登録票(環境省ホームページに掲載)、企画の場所が分かる地図、かおりの樹木・宿根草・その他の草花配置図(平面図)、企画が分かる概要ペーパー(A3サイズ1枚)、現状写真、主要な地点の成木時の予想図、その他参考資料、「応募時もしくは受賞決定時に提出していただく書類」植栽場所を確保していることを示す書類

▽提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

・電子データをメールで送信
・電子データをCD-Rなどで郵送

紙の資料を郵送
▽締切日 10月11日(金)(当日消印有効)

問い合わせ先は、環境省

水・大気環境局大気生活環境室(☎) 03-555211-8299 まで。

聴覚障がいを持つ人へ

手話通訳者を派遣します

聴覚障がいを持つ人が手話通訳又は要約筆記を必要とする場合、コミュニケーション支援員がサポートします。

緊急時の場合も、市から岩手県立視聴覚障がい者情報センターに連絡して、岩手県に登録されている近隣の通訳者の派遣依頼を行っていますので、いつでも相談してください。

詳しくは、社会福祉課障がい福祉係コミュニケーション支援員(内線232)まで。

陸前高田こども図書館から

スキップ・スキップ・絵本のせかいを開催

子どもたちの年齢に合わせた絵本や今の季節にお奨めしたい絵本を紹介する絵本講座です。

楽しい絵本の世界にふれながら、一緒に心地よい時間を過ごしましょう。

▽日時 7月22日(月) 午後1時半～3時半

▽場所 陸前高田こども図書館ちいさいおうち(竹駒コミ

セン脇

▽定員 20人

▽締切日 7月21日(日)

▽参加料

無料
※託児を希望する場合は、併せて申し込みください。

申し込み・問い合わせ先は、陸前高田こども図書館ちいさいおうち(☎) 03-3227 FAX (☎) 13485 まで。

生涯学習課から

市民講座「ゆかた着付け教室」の受講生を募集

若い世代の人が、ゆかたや着物の素晴らしさを知ること、自分で着られるように、また、お母さんが子どもに着付けをしてあげること、次世代に着物文化をつなげるために「ゆかた着付け教室」を開催します。

▽対象

市内に住む20～40代の女性

※子どもと一緒に参加も可

▽月日

・7月27日(土) ※募集締切日 7月19日(金)

・8月7日(水) ※募集締切日 7月26日(金)

▽時間 午後3時～5時

▽会場

まちづくり協働センター(高田町字大隅93-1 高田大隅つごいの丘商店街2階)

むし歯のない子 あつまれ!

3歳6か月児健診から

◆平成25年6月健診分①



すずき こと
ちゃん



むらかみ あきと
ちゃん



いとう ゆうり
ちゃん



むらかみ ゆいこ
ちゃん

▽定員 各20人

▽受講料 無料

▽その他 開講日には、それぞれ「大隅夕涼み会」(7月27日)、「高田町うごく七夕まつり」(8月7日)が催されますので、ぜひゆかたを着てお出かけください。

申し込み・問い合わせ先は、生涯学習課生涯学習係(内線255)まで。

陸前高田市赤十字奉仕団から

赤十字奉仕団の団員募集

陸前高田市赤十字奉仕団では団員を募集しています。

活動内容は、炊き出しや救護活動といった防災に関することや老人福祉施設入所者への話し相手などの地域福祉活動です。

特に男性や若い世代の加入をお願いします。

詳しくは、長寿社会課高齢福祉係(内線202)まで。

地域女性団体協議会から

「市長と語る・復興への女性の思い」を開催

陸前高田市地域女性団体協議会では、市長を招いて、子どもたちの未来についてなど、「女性の復興についての思い」を語り合う会を開催します。

▽日時 7月22日(月) 午後1時半〜3時

▽場所 市役所4号棟3階第6会議室

問い合わせ先は、陸前高田市地域女性団体協議会(☎0191-2077)まで。

国民年金のお知らせ

保険料の納付が困難なときは…

【平成25年度の保険料免除などの受付を開始】

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除や猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないまま、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

平成25年度の免除などの受付は7月1日から行っており、平成25年7月から平成26年6月までの期間を対象としています。

※申請は、原則として毎年度必要です。

免除などを申請する人や

相談などは市民環境課か、一関年金事務所(☎0191-2314246)、又は社会保険相談日にお越しください。

※7月の社会保険相談日は、7月18日(木)です。

詳しくは広報りくぜんたかた6月15号の「健康・生活力レンダー」をご覧ください。

【平成24年度の免除などの受付は7月31日まで】

平成24年7月から平成25年6月分までの期間についての申請は、7月31日で受付を終了します。

まだ手続きが済んでいない人は、早めに市民環境課までお越しください。

【学生は学生納付特例制度を利用できます】

「学生納付特例制度」は、所得が少ない学生が申請し、承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象は、20歳以上の学生で、本人の前年所得が11.8万円以下の人です。

なお、申請には、学生証(コピー可)又は在学証明書が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

詳しくは、市民環境課市民係(内線131)まで。

受講生募集!

再就職のための職業訓練

岩手職業能力開発促進センター遠野実習場では、被災地域で離職した人の再就職を支援する職業訓練コースの受講生を募集します。

▽募集科 住宅建築施工科

▽定員 15人

▽対象者 ハローワークに求職手続きをしている人

▽募集期間 7月2日(火)〜25日(木)

▽訓練期間 8月20日(火)〜平成26年2月24日(月)

▽受講料 無料(ただしテキスト代として6,000円)

受講の申し込みなどの問い合わせは、岩手職業能力開発促進センター遠野実習場(☎01981-11411)まで。

岩手県看護協会から

「看護のおしごと相談会」を開催

岩手県看護協会ナースセンターでは、看護の仕事を目指す人や求人相談などを行います。

▽日時 8月1日(木) 午後1時から2時30分

▽場所 大船渡フラザホテル

▽相談料 無料

問い合わせ先は、岩手看護協会(☎0191-6221)

8213)まで。

仮設住宅の不具合や修理は

応急仮設住宅保守管理センターに連絡

財団法人岩手県建築住宅センターでは、仮設住宅での暮らしが、より快適で安全になるよう「応急仮設住宅保守管理センター」を開設しています。

施設の不具合や修繕などの要望がある場合は連絡してください。

▽連絡先 0120-7661-880 (フリーダイヤル)

福祉や介護の仕事に興味がある人へ福祉のしごと出張相談を開催

キャリア支援員が福祉や介護、保育の仕事や資格の取得、求人情報や就職支援などの各種相談に応じます。

▽月日 7月10日(水)・8月9日(金)

▽時間 いずれも午後1時～

▽会場 竹駒コミセン

▽対象 福祉や介護、保育の仕事や職場を希望する人、関心のある人

▽相談料 無料
※事前に申し込んだ人の相談を優先します。

申し込みや問い合わせ先は、岩手県福祉人材センター(0800-8201-0200)まで。

知っていますか？

建退共制度について

建退共制度は、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的としており、労働者の働いた日数に応じて事業主が掛金を支

払い、労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払う制度です。

▽加入できる事業主 建設業を営む人

▽対象者 建設業の現場で働く人

▽特徴は次のとおり
・経営事項審査で加点評価の対象となります。
・掛金の一部を国が助成します。

・掛金は税法上全額非課税となります。

・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

・福利厚生として提携施設の割引サービスが利用できます。

詳しくは、建退共岩手県支部(☎019-62214536)まで。

377 保健だより



熱中症は予防できます。

熱中症の発生は7、8月がピークで、急に暑くなった日は特に注意が必要です。夏の間は熱中症対策に心掛けましょう。

○熱中症とは

高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまる状態です。

○症状

・軽症：筋肉痛、めまい、大量に汗がでる
・中等症：吐き気、頭痛、身体のだるさ
・重症：高体温、けいれん、意識がない

○熱中症の予防には

・水分や塩分の補給のどが渇いていなくても、頻繁に水分をとることが大切です。

特に、運動をするときや外で作業をするときは、スポーツドリンクなどで塩分も一緒にとることができま

す。
・環境を整える
家の中では、小まめに

換気し、エアコンなどの設定は、温度が28度以上、湿度が70%を超えないようにしましょう。

・外出時の注意

日傘や帽子のほかに、風通しがよく、汗の乾きやすい服を選び、いつでも飲めるように、水分を持参しましょう。

疲れたら日陰で休憩をとることも大事です。

○高齢者は特に注意

高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚が低下しています。意識して水分をとってください。

また、周りの人も注意深く見守ることが予防につながります。

○もし熱中症になったら

①涼しい場所へ避難させる。

②衣服を脱がせ、首や脇の下、もものつけ根を冷やす。

③水分・塩分を補給する。
※処置しても改善しない場合は、すぐに医療機関へ行くこと。

日頃から、バランスの良い食事の摂取、睡眠時間の確保、規則正しい生活を心がけ、熱中症にかかりにくい体をつくりましょう。

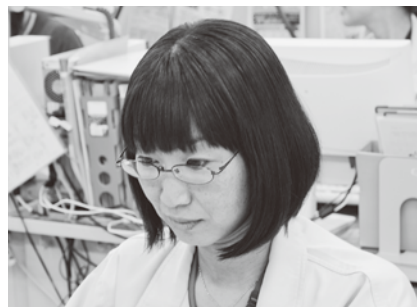
慶弔(届出日: 5/16~6/15)

◇おくやみ()は字名・年齢・死亡日

矢作 千葉 俊 六 (上小黒山・71・5/16)
吉 田 太利衛 (中島・78・5/25)
横田 松 田 松 男 (槻沢・86・5/27)
菊 池 一 彦 (砂子田・70・5/30)
竹駒 中 里 マンヨ (館・93・5/20)
高田 村 上 恵 司 (馬場前・78・5/18)
佐 藤 忠 夫 (東和野・85・5/21)
高 橋 正 雄 (本丸・65・5/26)
米崎 長 野 キチ工 (野沢・88・5/20)
熊 谷 幸 子 (神田・73・5/23)
岩 淵 ウメ子 (中田・85・5/26)
佐 藤 保 (地竹沢・71・5/26)
近 江 ミ キ (松峰・84・5/28)
菊 池 ツ ヤ (和野・89・5/31)
金 野 一 夫 (中島・78・6/1)
門 屋 一 朗 (神田・40・6/3)
小友 高 橋 紘 一 (下新田・73・6/12)
広田 佐々木 鳥 雄 (泊・80・5/16)
鈴 木 密 雄 (六ヶ浦・80・5/22)

民生部被災者支援室
奥村 真以子
おおくむら まいこ

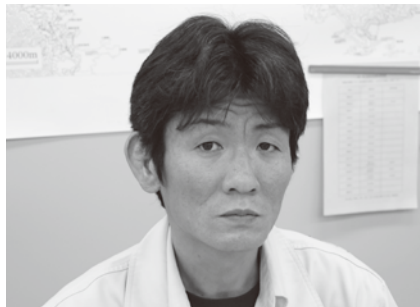
■派遣元 岩手県庁



4月から被災者支援室で被災された方々の生活再建にむけた相談受付業務を担当しています。派遣前は東京の国立市社会福祉協議会で福祉の仕事をしていました。陸前高田は震災後にボランティアで訪れた最初の場所です。この時の出会いなどを通じて、少しでもお役に立てるならと志望し、今は市民になりました。陸前高田は人があたたかく、まちも魅力がいっぱい！これから「一歩一歩前へ」のお手伝いを精一杯させていただきますと思います。

教育委員会学校教育課
四元 寛規
よつもと ひろのり

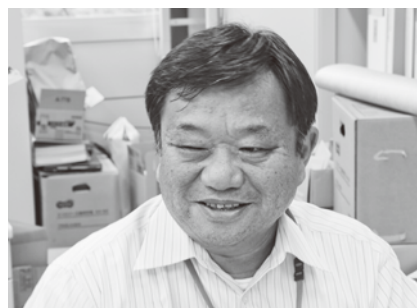
■派遣元 愛知県名古屋市



名古屋市では、学校建設や市営住宅の管理をしていました。今年の4月から学校教育課で勤務しており、これまで小友小学校の運動場の整備や防災備蓄倉庫の建設業務にかかわってきました。運動場を整備して、地元の皆さんに喜んでもらうことが一番の思いです。こちらでは、名古屋では食べられないようなおいしい魚介類が豊富で食べ飽きることはありません。これから高田の魅力味わいながら、復興に貢献できればと思います。

建設部都市計画課
横山 裕一
よこやま ゆういち

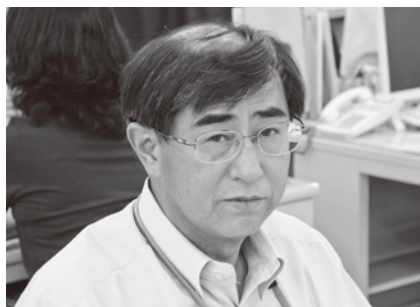
■派遣元 岩手県庁



埼玉県川口市を定年退職し、4月より岩手県任期付職員として陸前高田市にお世話になってます。趣味は、囲碁と野球です。鳴石の職員宿舎に住んでおり、朝夕の鶯の鳴き声や星空の美しさに癒されながら、都会では味わえない自然を満喫しています。今までの行政経験（下水道・区画整理など）を活かして、少しでも復興の役に立つよう頑張りますので、よろしく願います。

教育委員会学校教育課
千葉 稔
ちねば みのる

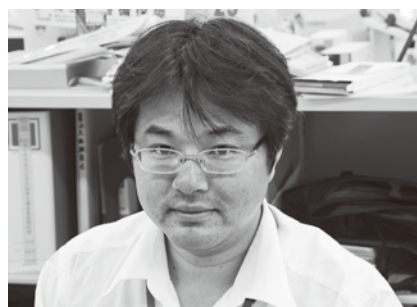
■派遣元 岩手県一関市



4月から学校教育課で就学援助、学び基金を主に担当しています。一関市では、室根支所で学校、体育施設の整備などを担当していました。室根支所は、気仙沼市の隣ということもあり、震災後は主に気仙沼市への支援を行ってきましたが、陸前高田市の復興に少しでも貢献できればと思います、派遣を希望しました。一関（千厩町）からだと通勤に1時間程度かかりますが、毎日元気に通いたいと思いますので、よろしく願います。

教育委員会生涯学習課
桐木 亮
きりぎ あきら

■派遣元 京都府京都市



派遣前は学校施設の整備を担当しており、4月からは生涯学習課で埋蔵文化財調査の事務を担当しています。埋蔵文化財の業務は初めてで、不慣れな業務を滞りなく遂行できるか不安もありましたが、同僚の助けもあり、現在のところはトラブルもなくホッとしています。建築物の建設は、復興の中でも特に目に見える分野ですので、埋蔵文化財調査は建設に係る第一歩！復興への第一歩と考え、一年間勤めたいと思います。

市 3 職員紹介

復興のため、
ただいている
紹介します。

企画部商工観光課
竹本圭吾

■派遣元 愛知県名古屋



名古屋市では固定資産税を担当していました。こちらでは主に産業振興や雇用対策を担当しています。仕事柄、震災を経て事業を再開している人と会う機会が多いのですが、復興に向けて尽力されている姿を見るにつれ、少しでも役に立てよう努めていきたいと強く感じます。

こちらに来て3か月、方言にも慣れ始め、今後はその習得に向けて、より一層みなさんと交流していければと思いますので、よろしく願います。

総務部総務課
中村吉雄

■派遣元 岩手県庁



兵庫県の出身で、阪神淡路大震災を経験したことをきっかけに防災関係について学び、教育機関に10数年間勤務していましたが、これまでの経験を少しでも陸前高田市の復興に役立たせることができればと考え、被災地への派遣に手を挙げました。

今回の震災の経験を活かして、陸前高田市の安全なまちづくりを行っていきたくて考えていますので、どうぞよろしく願います。

復興対策局事業推進室
山中雅仁

■派遣元 群馬県桐生市



ボランティアで来てから、昨年は気仙沼市のがれき処理や、仮設下水道工事の現場責任者として従事しました。家族が被災しながらも、雪の中、懸命に作業していただいた作業員さんの顔が忘れられません。

現在は、高台移転の用地と工事が担当です。仮設住宅から昆布漁に出られる方々に接するたび、早く安らげる住宅用地を届けなければと思い、皆さんの声を積極的に聞き、寄り添いながら、用地交渉や工事の早期発注に全力で取り組みます。

建設部都市計画課
山本章貴

■派遣元 愛知県名古屋市



4月から都市計画課で、主に今泉地区の土地区画整理事業を担当しています。

震災直後の5月から1か月ほど協働推進室に派遣されていました。当時は現在の庁舎がなく、給食センター内の災害対策本部で市民からの問い合わせに電話対応していました。そのときに受けた高田の人の温かい対応や笑顔に癒されたことが忘れられません。

今回の派遣期間は1年間です。前回よりも陸前高田市民のためになるような仕事をしていきたいと思っています。

陸前高田派遣

陸前高田市の
応援に来てい
職員の方々を

夏野菜カレー

食改
レシピ



■ 作り方

- ① 野菜とささみは大きめの乱切りに切っておく。
- ② 材料を炒める。
- ③ 材料がしんなりしてきたらAを入れてひと煮立ちさせる。
- ④ カレールーを入れる。
- ⑤ ご飯にかけて出来上がり。

材 料 (2人分)

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| ・玉ねぎ | 100g | ・しょうが | 少々 |
| ・なす | 60g | ・カレールー | 2かけ |
| ・ズッキーニ | 50g | A { 牛乳 | 200cc |
| ・ゴーヤ | 60g | 水 | 200cc |
| ・ピーマン | 50g | ・ご飯 | 320g |
| ・トマト | 100g | | |
| ・鶏ささみ | 1本 | | |

一言メモ

・夏野菜をたっぷり入れたカレーです。カレー粉にはアルツハイマー病予防に効果的なクルクミンが豊富に含まれています。また、玉ねぎは血管が若返る効果があります。

＝陸前高田市食生活改善推進員協議会30周年記念料理集『絆』より＝

詳しくは、健康推進課保健係（内線243）まで。

数字で見る陸前高田市

市内の火災救急活動（5月）

（ ）は1月からの累計

- ◆建物 0件（0件）
- ◆林野・その他 0件（4件）
- ◆出動件数 47人（315件）
- ◆搬送人員 45人（309人）

市の人口（5月31日現在）

◎住民登録人口（ ）内は前月比

- | | | |
|---|---------|-------|
| 男 | 9,931人 | (-10) |
| 女 | 10,704人 | (-6) |
| 計 | 20,635人 | (-16) |

※前年同月との比較 (-121)

世帯数 7,518世帯(16)

市内の交通事故（5月）

大船渡警察署調べ。（ ）は1月からの累計

- ◆人身事故 1件（28件）
- ◆物損事故 30件（222件）
- ◆負傷者 1人（41人）
- ◆死亡者 0人（0人）
- ◆飲酒運転 0人（2人）